

岩手県告示第 147 号

母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号）第 12 条の規定により、指定養育医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 2 月 27 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定養育医療機関 の名称	所在地		診療科名	変更年月日
	変更前	変更後		
岩手県立宮古病院	宮古市大字崎鉾ヶ崎第 1 地割 11 番地 26	宮古市崎鉾ヶ崎第 1 地 割 11 番地 26	内科、精神科、呼吸器科、 消化器科、循環器科、外科、 形成外科、皮膚科、産婦人 科、眼科、放射線科、脳神 経外科、神経内科、泌尿器 科、整形外科、小児科、耳 鼻いんこう科、麻酔科	平成 19 年 2 月 5 日